

令和3年度第7回天塩町農業委員会総会議事録

招集年月日	令和 3年10月25日(月)		
招集場所	天塩町役場 3階委員会室		
開閉日時 及び宣告	開 会	令和 3年10月25日(月) 午前10時00分	
	議 長	会長 宍戸 栄一	
	閉 会	令和 3年10月25日(木) 午前10時20分	
	議 長	会長 宍戸 栄一	
応召招集委員 及び出席委員 並びに欠席委員 出席 11名 欠席 0名 (凡例) ○ 出席 ● 欠席	議席番号	氏 名	出欠別
	1	丸 山 淳 子	○
	2	伊 藤 淳 一	○
	3	奥 山 稔	○
	4	寺 本 奈穂子	○
	5	高 橋 一 博	○
	6	満 保 豊	○
	7	佐 藤 博 幸	○
	8	湯 澤 敏 孝	○
	9	山 下 雅 博	○
	10	安 川 和 範	○
	11	宍 戸 栄 一	○
議事録署名委員	議席番号	7番 佐藤博幸 9番 山下雅博	
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長 事務局次長・総務係長	中西卓也 加藤智子	

令和3年度第7回天塩町農業委員会総会

議長 ただ今の出席委員は9名であります。
定数に達しておりますので、ただいまから令和3年度第7回天塩町農業委員会総会を開催します。

議長 これから本日の会議を開きます。
はじめに、議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員は、会議規則第15条第2項の規定により、議長において、7番 佐藤博幸君、9番 山下雅博君を指名します。
次に、会期決定の件を議題といたします。本総会の会期は本日一日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

全員 異議なし。
議長 異議なしと認めます。
従って、本総会の会期は本日一日間と決定しました。
(満保委員、湯澤委員入室)

議長 それでは議事に入りたいと思います。

議長 議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査について」を議題とします。
事務局より内容の説明を求めます。

事務局 ただいま議題となりました、議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査について」ご説明申し上げます。
本件は合意による解約が許可を要しないで行われた場合、農業委員会にその旨を通知することとされており、許可不要の案件なのか審査することとされております。
それでは2ページをご覧ください。

整理番号6番につきましては貸主 氏、借主 氏の賃貸借権の合意解約になります。

合意解約日は令和3年10月22日。土地の引き渡しの時期は令和3年10月22日となっております。

解約日から土地の引き渡しまでの時期が6ヶ月以内の合意解約となっております

おります。

3ページには通知書を添付しております。

整理番号7番につきましては貸主 氏、借主 氏の賃貸借権の合意解約になります。

合意解約日は令和3年10月22日。土地の引き渡しの時期は令和3年10月22日となっております。

解約日から土地の引き渡しまでの時期が6ヶ月以内の合意解約となっております。

4ページには通知書を添付しております

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審査、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長 ただいま事務局より説明のありました、議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査について」の質疑を行ないます。

全員 ありません。

議長 質問なしと認めます。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。本件は原案のとおり決定いたします。

議長 次に議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局より内容の説明を求めます。

事務局 ただいま議題となりました、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

別記第2号様式 意見書の書式に基づいてご説明申し上げます。

7ページをご覧ください。

こちらは、平成 年に砂採取された所の続きになります。

貸主は 氏、借主については となっております。

土地については、字 番 外 1 筆となっており、転用面積は m^2 となっており、転用目的は砂採取で、工期は許可日より令和 4 年 11 月 30 日となっており、一時転用であり採取後は農地に復元することとなっております。

農地区分ですが、農振農用地区域内農地であります。

農地の転用に関する許可基準から見た意見につきましては、3 年以内の一時転用であり復元後は農地として活用するので問題ないと考えます。

資力については、残高証明書の添付があるので問題ないと考えます。

次に、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況ですが、河川管理者である天塩町と協議済みとなっております問題ないと考えます。

その他の区分については、ご覧のとおりとなっております。

総合意見としては、許可相当としております。

9 ページから 23 ページには申請書及び図面等を添付しております。

事務局の説明は以上となりますが、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議 長 　　ただいま事務局より説明のありました、議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」の質疑を行ないます。

全 員 　　ありません。

議 長 　　質問なしと認めます。

　　お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全 員 　　異議なし

議 長 　　異議なしと認めます。本件は原案のとおり決定いたします。

議 長 　　次に、議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による計画書の決定について」を議題とします。

事務局より内容の説明を求めます。

事務局 　　ただいま議題となりました、議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による計画書の決定について」ご説明申し上げます。

所有権移転の案件につきまして総括表に基づき説明申し上げます。25 ページをご覧ください。

整理番号10-1について、
氏外 名から 氏に所有権の
移転をするものです。位置につきましては、26ページ、27ページをご覧
ください。

条件面は、ご覧の総括表のとおりとなっております。

続きまして、利用権設定の案件につきまして総括表に基づき説明申し上げ
ます。

28ページをご覧ください。

整理番号11-1について、
氏から 氏に賃貸借
権の移転をするものです。位置につきましては、29ページ、30ページを
ご覧ください。

条件面は、ご覧の総括表のとおりとなっております。

事務局の説明は以上となりますが、よろしくご審議、ご決定賜りますよう
お願い申し上げます。

議 長」 ただいま事務局より説明のありました、整理番号10-1所有権移転、整
理番号11-1利用設定の質疑を行います。

全 員 ありません。

議 長 質問なしと認めます。

議 長 お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませ
んか。

全 員 異議なし。

議 長 異議なしと認めます。本件は原案のとおり決定いたします。

議 長 以上で本総会に付された案件はすべて終了しました。

お諮りします。これにて、本日の会議を閉会いたしたいと思いますが、こ
れにご異議ありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 異議なしと認めます。

議 長 以上をもちまして令和3年度第7回天塩町農業委員会総会を閉会といた
します。

令和 3年10月25日

署名委員

(7番) 佐藤 博幸 印

(9番) 山下 雅博 印